

(下線は変更部分となります。)

変更案	現行約款
<p>(略)</p> <p><u>第2条(選考試験)</u> 本校は、学習指導カリキュラムの趣旨・目的の達成に必要な適応能力を確認するために、申込者或いは申込希望者に対し、選考試験を実施する場合があります。2. 本校は、本校所定の選考基準に基づき、客観的に審査を行うものとし、3. 本校は、本校所定の手続きを完了し、選考料を支払った申込者或いは申込希望者に対して、選考試験を実施します。</p> <p>(略)</p> <p><u>第10条(申込者による中途解約)</u> 申込者は、契約が成立した日以後、やむを得ない事由が生じたときは、当該講座に関する全ての契約を解約することができます。</p> <p>2. 本校は、受講料(入学金、授業料、設備・教材費)の入金前に申込者が解約を行った場合は、一切の費用をいたしません。また、本校は、受講料の入金後、学習指導の開始前までに、申込者が解約を行った場合は、本校所定の解約手数料(事務手数料として15,000円:税抜)を受領済み受講料から差し引いて払い戻すものとし、</p> <p>3. 本校は、学習指導の開始日から学習指導カリキュラム修了の日の間に申込者が解約を行った場合において、以下の通り対応をいたします。 入学金:返金は一切行いません。 授業料:本校が受講料金全額を受領した場合、全回数のうちから当該申込者の未受講回数分の割合に相当する額を算出して返還いたします。 設備・教材費:本校所定の方法により計算した既経過期間に相当する部分の使用料を控除した残額を返還します。</p> <p>4. 申込者は、未使用の教材等がある場合でも、本校に買取等を請求することはできないものとし、</p>	<p>(略)</p> <p>【追加】</p> <p>(略)</p> <p><u>第9条(申込者による任意解除)</u> 1. 申込者は、募集要項にクーリングオフ対象商品の定めのある特定の講座については、申込の書面を提出した日から8日間は無条件で当該講座に関する全ての契約を解除することができます。 2. 申込者は、募集要項にクーリングオフ対象商品の定めのある特定の講座について、申込の書面を提出した日から8日間を経過した後は、受講期間中に解約を行った場合において、本校は既に受領した入学金及び設備・教材費については、払戻し等は一切行わないものとし、 なお、授業料については、既に本校が受講料金全額を受領した場合、全回数のうちから当該申込者の未受講回数分の割合に相当する額を算出して返還いたします。この場合、本校所定の違約料金を返還総額から差し引いて払い戻すものとし、 3. 申込者は、第1項以外の他の講座・コースについて、その学習開始に関わらず、申込者の自己都合での解約による受講料の返金は原則お断り致します。但し、傷病等、本校がやむを得ないと認める事由については、ご相談に応じます。</p> <p>4. 本校は、第1項の場合を除き、既に受領した入学金及び設備・教材費については、払戻し等は一切行わないものとし、</p>

<p>5. <u>申込者がクレジットを利用して受講料を支払った場合は、クレジット会社所定の手続きに従うもの</u>とします。この場合、クレジット会社所定の取消料等の支払が発生する場合がございます。</p> <p>6. <u>受講料等の返還に際しては、申込者の指定する銀行口座に振込むときは、手数料は申込者の負担と</u>します。</p> <p>(略)</p> <p>第2<u>1</u>条（不可抗力による免責事項） 本校は、戦争、暴動、災害、事故、通信回線の不通、講師の死亡・事故など不可抗力により役務の提供、遅滞、変更、中断、もしくは廃止に関連して発生した申込者の損害について、一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>の教材等がある場合でも、<u>申込者は本校に買取等の請求することはできないもの</u>とします。</p> <p>5. クレジットを利用して授業料を支払った場合は、クレジット会社所定の手続きに従うものとします。この場合、<u>本校所定の違約料金のほか、クレジット会社所定の取消料等の支払が発生</u>します。<u>但し、第1項の場合この限りではありません。</u></p> <p>【新設】</p> <p>(略)</p> <p>第2<u>0</u>条（不可抗力による免責事項） 本校は、戦争、暴動、災害、事故、通信回線の不通、講師の死亡・事故など不可抗力により役務の提供、遅滞、変更、中断、もしくは廃止、<u>その他学習指導カリキュラム</u>に関連して発生した申込者の損害について、一切の責任を負わないものとします。</p>
--	---